

「認定更新のための講習会・研修会」申請者各位

2021年5月9日
山形県糖尿病療養指導士会

認定更新のための講習会・研修会認定制度の変更について

山形県糖尿病療養指導士会では、県内の糖尿病療養に関わる全ての職種の方々の糖尿病療養指導の知識を深め、より充実した指導を広く普及するために、療養指導の研修の機会の提供に努めております。加えて、山形県糖尿病療養指導士には認定後に更新のための研修を義務付けており、これまで多数の療養指導士が研修を行ってまいりました。

この度、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、Web型研修が各地で多数企画されている実態に鑑み、より効率的に制度運営を行うため、新たに認定するルールを改訂しました。今回の改訂では、効率化・合理化の観点から研修会全体の申請・受付・認定のルールを全面的に見直し、認定基準にも追加項目を加えました。研修会主催者各位におかれましては、本趣旨をご理解いただき、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

【認定対象】

山形県糖尿病療養指導士を対象とした糖尿病の療養指導に関わる講習会・研修会

【認定基準】

下記の要件を満たす講習会・研修会を30分につき0.5単位を認定

- 糖尿病の療養指導に関わる内容を主とするもの
- 山形県糖尿病療養指導士の職種を主な対象とし、参加が一般に公開されているもの
- 内容が糖尿病療養指導士にふさわしい水準のもの
- 特定の薬剤や機器等の宣伝につながるものではないもの
- 受講者の受講確認をおこなえるもの
- 受講者の氏名、指導士認定番号、連絡先（e-mailアドレス、電話番号）の情報を収集し提供できるもの

【手続き】

従来同様ですが、申請書、受講者名簿表の書式が一部変更となり、実施報告書を追加しております。

【遵守していただくこと】

認定申請においては、以下の点を遵守していただきます。

1. 【認定基準等について】本認定制度の制度趣旨を理解し、尊重するとともに、認定基準・申請方法等については、最新情報を当会のWebサイトで常に確認してください。認定申請時に、本機構規定の同意書を提出していただきます。
2. 【申請者・連絡担当者について】申請者と申請に関する連絡担当者は適切に連携し、情報を共有の上、申請ならびに実施報告まで対応してください。申請者および連絡担当者(所属・連絡先等)に変更がある場合は、すみやかに届け出てください。
3. 【本会からの照会等について】提出書類について本機構から照会や修正、追加提出を求められた

際には、当会が設定した期限内に対処してください。期限内の対処が困難な場合はその旨を連絡し、指示に従ってください。

4. 【広報について】より多くの CDEJ に単位取得機会を提供できるよう、研修会情報の周知に努めてください。
5. 【参加証および参加者名簿について】当会事務局より e-mail で PDF 形式の参加証を送付いたします。集会型研修においては受講者名簿表への記名に正確を期してください。
6. 【内容の変更について】認定を受けた研修会は、事前申請のとおりの内容(開催日時・場所・主催/共催団体・演題・演者・時間配分等)で開催実施してください。自然災害や予定演者の急病等により、やむを得ず変更する場合、実施報告時にその旨を記載してください。
7. 【実施報告書について】研修会終了後、期限内に実施報告書を提出してください。実施報告書の内容に不備があれば、当会からの修正・追加提出依頼に適切に対応してください。なお、これに適切に対応していただけない場合は、認定取り消しとなります。認定取り消しとなった場合、当会 Web サイトにその旨を掲示します。参加した CDE-Yamagata には認定取り消しとなったことを、主催者の責任で必ず周知をしてください。当該申請者(主催/共催団体および連絡担当者)からの新規申請は、一定期間受付できません。
8. 【期限について】認定申請書、受講者名簿表、実施報告書の各提出期限を厳守してください。必着期限に間に合うよう余裕を持って作成・送付してください。万一、開催取りやめとなった場合でも、実施報告書はその旨と理由を明記して、必ず提出していただきます。

認定申請書：開催日の 1 ヶ月前郵送

受講者名簿表、実施報告書：開催日の 1 週間後必着

【従来からの変更点】

- 認定申請時に当会規定の「同意書」に署名し提出していただきます。
- 申請には審査料として 7,000 円を徴収いたします。
- 申請にあたり同意書の提出をお願いいたします。
- 受講者名簿に受講者の連絡先として e-mail アドレスと電話番号の情報を収集していただきます。
- 報告書の提出が必要です。
- 参加証は当会事務局より電子メールで送付いたします。